

松戸市福祉団体登録証交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市社会福祉事業の健全な発展と住民参加による福祉活動の高揚を図る為、福祉活動団体(以下「団体」という。)に対する福祉団体登録証(第1号様式。以下「登録証」という。)の交付について基本的事項を定めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 登録証の交付を受けることができる団体は、概ね次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 母子及び寡婦福祉に関する団体
- (2) 老人福祉に関する団体
- (3) 身体障害者福祉に関する団体
- (4) 知的障害者福祉に関する団体
- (5) その他主として福祉活動に関する事業を行う団体

(交付の要件)

第3条 登録証の交付を受けようとする団体は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 社会奉仕の精神に基づき、本市に於ける福祉活動の向上を目的としていること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 団体の運営について、国又は、地方公共団体の指導又は、助言を受けていること。
- (4) 政治活動や宗教活動を目的としないこと。
- (5) 継続的かつ計画的に福祉活動に関する事業を行っていること。
- (6) 規約を有し、これに関連して事業内容が明らかである等その性格が判然としていること。
- (7) 団体意思を表明する代表者及び団体意思を形成する構成が確立していること。
- (8) 団体独自の経理機構を有すること。
- (9) 団体を構成する者が、松戸市内に居住していること。
- (10) 団体の事務所及び主たる活動場所が、松戸市内であること。

(登録証の交付手続)

第4条 登録証の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて松戸市福祉団体登録証交付申請書(第2号様式)を松戸市の行政に関わる団体については、市関係課、松戸市の行政以外に関わる団体については、関係行政機関又は、社会福祉法人松戸市社会福祉協議会に提出しなければならない。

- (1) 団体規約(または会則等)
- (2) 会員名簿

- (3)前年度収支決算書
- (4)当該年度収支予算書
- (5)その他福祉長寿部長が必要と認めた書類
- (6)その他関係行政機関が必要と認めた書類

2 前項に規定する申請書を受理した市関係課、関係行政機関又は、社会福祉法人松戸市社会福祉協議会(以下「関係各課等」という。)は、必要な審査及び調査を行い、登録証を交付することが適当と認めたときは、承諾書(第3号様式)により福祉長寿部長に登録証の交付を請求するものとする。

(登録証の交付)

第5条 福祉長寿部長は、前条の規定による請求を受けたときは、関係各課等を経由して当該団体に対し登録証を交付するものとする。

2 登録証は、原則として1団体につき1通とする。

(更新)

第6条 登録証の交付を受けた団体は、平成3年7月1日から3年毎に更新の手続きをしなければならない。

2 前項の規定による更新の手続きは、第4条及び前条の規定を準用する。この場合において第4条第1項中「松戸市福祉団体登録証交付申請書(第2号様式)」とあるのは、「松戸市福祉団体登録証更新申請書(第4号様式)」と読み替えるものとする。

(届け出の義務)

第7条 登録証の交付を受けた団体は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、福祉団体登録証再交付申請書(第5号様式)により関係各課等を経由し直ちに福祉長寿部長に届け出なければならない。

- (1)登録証を破損又は、紛失したとき。
- (2)団体の名称、住所、代表者等を変更したとき。

(登録証の返還)

第8条 福祉長寿部長は、認定した団体が次の各号の一に該当したときは登録証の返還を命ずることができる。

- (1)団体が休止もしくは解散したとき。
- (2)第3条の規定する基準を欠いたとき。
- (3)登録証を他の者に貸与又は譲渡した場合。
- (4)虚偽その他不正な手段により交付申請をしたとき。
- (5)第6条の規定による更新手続を行わなかった場合。
- (6)その他福祉団体にふさわしくない行為があったと認めたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(第1号様式おもて)

松戸市福祉団体登録証 第1号様式	
登録番号	— 第 号
団体名	
住所	
代表者氏名	
有効期限	令和 年 月 日
令和 年 月 日発行	
〔関係機関： 〕	
松戸市福祉長寿部長	

(第1号様式 うら)

《注意事項》
<p>★市公共施設利用の際は、本証を受付に提示して下さい。</p> <p>★本証は他の団体等に貸与又は譲渡することはできません。 (目的外に使用しないで下さい)</p> <p>★本証を紛失、もしくは記載事項に変更等が生じたときは直ちに届けて下さい。</p>

松戸市福祉団体登録証交付申請書

令和 年 月 日

様

申請者 住所 松戸市

氏名

松戸市福祉団体登録証の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

団体名	
代表者氏名	
住所	〒 松戸市
連絡先	
備考	

添付書類(全て添付してください。)

- 団体規約(または会則等)
 会員名簿
 前年度収支決算書
 当該年度収支予算書
 その他 ()

※処理欄	年 月 日発行	登録番号
有効期限	年 月 日まで	_____ ー 第 _____ 号

※処理欄は、登録証の交付を受けた後記入してください。

団体情報	
会 員	名
主な活動場所	<p>約 週・月 () 回</p> <p>・ _____</p> <p>(曜日 : ~ : 頃)</p> <p>・ _____</p> <p>(曜日 : ~ : 頃)</p>
団体内容等	<p>入会金の有無 : 有・無 (有の場合 _____円)</p> <p>会費の有無 : 有・無 (有の場合 年・月 _____円)</p> <p>補助金の有無 : 有・無</p> <p>(有の場合 国・県・市・その他)</p> <p>名称 _____</p> <p>金額 _____円</p>
備 考	

事務連絡
令和 年 月 日

福祉長寿部長

松戸市福祉団体登録証の承認について

下記団体について調査及び審査の結果、松戸市福祉団体登録証交付要件を満たしておりますので、交付・更新下さるようお願いいたします。

記

団体名	
代表者氏名	
住所	〒 松戸市
登録番号 (更新の場合のみ記入)	() - 第 () 号
備考	

添付書類(団体から受理した書類を全て添付してください。)

- 交付申請書【様式2及び様式2-2】(または更新申請書【様式4及び様式2-2】)
- 団体規約(または会則等)
- 会員名簿
- 前年度収支決算書
- 当該年度収支予算書
- その他 ()

松戸市福祉団体登録証更新申請書

令和 年 月 日

様

申請者 住所 松戸市

氏名

先に発行いただいた松戸市福祉団体登録証の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

団体名	
代表者氏名	
住所	〒 松戸市
連絡先	
登録番号	() - 第 () 号
備考	

添付書類(全て添付してください。)

- 団体規約(または会則等)
 会員名簿
 前年度収支決算書
 当該年度収支予算書
 その他 ()

※処理欄	年 月 日発行	登録番号
有効期限	年 月 日まで	_____ - 第 _____ 号

※処理欄は、登録証の交付を受けた後記入してください。

松戸市福祉団体登録証再交付申請書

令和 年 月 日

様

申請者 住所 松戸市

氏名

令和 年 月 日付けで交付のありました松戸市福祉団体登録証について、下記により変更事項が生じたので、再交付を受けたく申請いたします。

記

登録番号	() - 第 () 号	
変更理由等	1 団体名変更 3 紛失・破損 2 代表者変更 4 その他 () 申請の際、紛失の場合以外は必ず旧登録証を提出して下さい。	
	変更前	変更後
団体名		
代表者氏名		
住所	〒 松戸市	〒 松戸市
連絡先		

※処理欄 年 月 日再発行 有効期限 年 月 日まで

※処理欄は、登録証の交付を受けた後記入してください。